

多摩市立東寺方小学校 いじめ防止のための対策に関する基本方針

令和5年4月策定

多摩市立東寺方小学校

I いじめ問題に関する基本的な考え方

平成25年6月28日付け文部科学省官報に記載された「いじめ防止対策推進法」を受け、多摩市立東寺方小学校としてこの基本方針を策定した。

いじめは、人として決して許されない行為である。すべての教職員が「いじめはどの児童にも、どの学校においても起こりうる。誰でもが加害者にも被害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と、早期発見、早期対応、解決の取り組みを徹底する。

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で、いじめ防止対策委員会を中心に組織的に取り組む必要がある。そのため、定期的にいじめ防止対策委員会を実施する。いじめを生まない土壌づくりに取り組む未然防止の活動は、教育活動のあり方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【文部科学省「児童生徒の問題行動生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

2 いじめ対策のための校内組織の設置（いじめ防止対策委員会）

組織的にいじめの対応を行う事を重視し、校内のいじめ防止対策委員会を設置する。

校長（全体指揮、関係諸機関との連携）、生活指導主任（いじめ防止対策委員長）を中心に、本校作成の「いじめ対応マニュアル」に従って、早期発見、対応に努めることとする。以下が本校のいじめ防止対策委員会のメンバーとなる。必要に応じて民生・児童委員や、児童館などの関係諸機関との連携も図って対応することとする。

[いじめ防止対策委員会]

管 理 職	校長 ・ （副校長）
いじめ防止対策委員長	生活指導主任（ 橋本 ）
担任・学年主任	被害児童・加害児童に関わる担任・学年主任
スクールカウンセラー	（ 小郷 ）
いじめ防止対策委員	生活保健部より（橋本、相川、寺本、青山、信澤）

※必要に応じて、特別支援コーディネーター等とも連携を図る。

3 関係諸機関との連携【重大事態への対応】

いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は速やかに教育委員会に報告するとともに、子ども家庭支援センター、発達支援室、多摩児童相談所等との連携を図る。

また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。

Ⅱ いじめ防止基本方針及び具体的な取組

方針1 いじめの未然防止

- (1) すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- (2) いじめは相手の人権を侵害する行為であり、決して許される行為ではないことを児童に理解させ、生命尊重の精神と人権感覚を育む指導の充実を図る。道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。また、ネット上でのいじめ防止にむけた啓発活動を推進する。
- (3) 児童が、人・社会・自然と向き合うことで、共に生きる心の大切さ、集団の一員としての自覚と自信を育む体験や活動を取り入れる。
- (4) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底を図る。

具体的な取組

- (1) ①わかる授業づくりを進めることを中心におく。すべての児童が参加し、認められ、自己肯定感・自尊感情を高められるような授業を工夫する。
②学校全体として、授業規律を共通理解する。(チャイム着席、授業中の正しい姿勢、忘れ物をさせない、発表の仕方や人の話の聞き方など)
- (2) ①道徳の教科書等を活用して、人権教育、道徳教育の充実を図る。世の中には、いろいろな考えをもっている人がいることを理解させ、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるようにする。ふれあい月間に「いじめ」をテーマとした道徳授業を全クラスで行い、いじめ防止の実践的態度を育てる。
②いじめに関する授業を年間3回以上実施する。
- (3) ①異学年交流活動、「きょうだい学年」や他学年と行く校外学習、特別支援学級との交流を通して、他者を思いやる心の育成を図る。
②生活委員会を中心に、週の中で曜日を決めて、朝のあいさつ運動を行い、コミュニケーション

ョンの気持ちよさやお互いのことを知る機会をつくる。

③生活科、総合的な学習の時間の様々な体験活動や地域のゲストティーチャーの方との交流を通して地域の一員としての自覚やコミュニケーション能力を高める。

④地域行事への積極的な参加を教職員、児童、保護者によびかけ、地域の一員として先人や地域と共に生きている意識をもたせる。

(4) ①いじめに関する研修(※1)を年間3回以上実施し、「いじめ総合対策【第2次】」の上下巻の活用、「いじめ防止対策委員会」の組織的対応等について確認する。

②「人権教育プログラム」を活用した職員研修や生活指導夕会等を通して、教職員の人権意識を高める。

③毎週の生活指導夕会終了5分間を利用した「いじめ認知の記録」を日常的に行い、いじめへの意識を高く保つ。

④朝会時の校長講話やふれあい月間時の学級指導を通して、生命尊重の精神や人権感覚を育む指導を行う。

⑤SNS 東京ルール、SNS 学校ルールを保護者、児童に周知し、SNS 家庭ルールの見直しをお願いする。児童には SNS 東京ノートを活用して情報モラル教育の推進に努める。また、セーフティ教室を通じてネット上のいじめにつながる書き込みをしないこと、通信機能つきゲームの使い方等の指導を徹底する。

⑥多摩市いじめ防止対策推進条例リーフレットを活用し、保護者と学校でいじめやいじめに関する対応に関する共通理解を図ることができるようにする。

方針2 いじめの早期発見

(1) 教職員は児童同士の些細なトラブルであっても、いじめではないかと疑いをもち、いじめを見逃すことのないよう認知能力の向上を図る。また、日頃から教職員間で情報を共有し、保護者や地域住民、関係機関と連携し、情報収集や対応を図る。

(2) 教育相談やアンケート調査を充実させ、いじめを訴えやすい環境をつくる。また、教職員が一人で抱え込まない体制を整え、いじめの実態を把握する。

具体的な取組

(1) ①日頃から児童の様子に気を配り、休み時間にもできるだけ子どもの中に入り、児童の人間関係や些細な変化を把握する。(出席は一人一人顔を見て声を聞く。日記やノートなどに目

を通し、心の変化をとらえる。保健室の来所の様子を聞く。など）また、複数の視点から子ども達を把握するため、週番の校内巡視を行う。

②年3回ふれあい月間実践シートを活用し、いじめ、不登校、暴力行為などについての総点検を行う。（本年度は、2回実施）

③週1回の生活指導夕会で、各クラスの様子を担当、専科から報告し、児童の情報交換、共通理解を図る。

（2）①スクールカウンセラーや電話相談などの相談窓口について周知するとともに、スクールカウンセラーやピアティーチャーと密に情報交換し、児童の実態把握に努める。スクールカウンセラーの来校日や相談できる時間については、学校だよりや相談室だよりを活用して周知を徹底する。

②11月・2月のふれあい月間（いじめ防止強化月間）には、個人面談やアンケート調査（周囲の目を気にしないで済むよう自宅で記入）を実施し、いじめや度を越えたふざけなどがないか調査する。また、家での虐待等の把握についても下段に自由記述を設け、情報把握できるよう努める。

方針3 いじめの早期対応、家庭・地域との連携

（1）いじめの発見・通報を受けた場合には、その教職員のみでの対応ではなく、いじめ防止対策委員会を開催し、学年及び学校全体で組織的に対応する。

（2）被害児童を守ることを最優先にし、迅速に事実確認を行い、加害児童に適切な指導を行う。

（3）定期的に関係機関や専門家等との相談・連携を図るとともに、保護者・地域とも積極的に連携を図る。

（4）重大事態が起きた場合は、教育委員会他関係諸機関と連携し、解決に向けた対応を図る。

具体的な取組

（1）①把握したいじめと思われる案件については、いじめ防止対策委員会で取り上げ、事実の確認や対応、いじめの認知に当たるかどうかの協議を行う。

②校長の判断の元、いじめと認知をした場合には、いじめ防止対策委員会、学年の担任をはじめ、学校長の指揮の下、学校全体での指導にあたる。

（2）①本人や周辺児童からの聞き取りによる迅速な対応を行う。（いじめの理由や背景をていねいに聞き取り解決を図る。）

②いじめられた本人の気持ちに寄り添い、いじめから全力で守ることを伝える。

- ③いじめた児童については、いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で臨む。いじめにいたる理由や背景を聞き取り解決を図る。いじめの加害児童の保護者に状況連絡し、加害児童に対して毅然とした態度で指導する。当事者、周りの児童から事実確認を十分行い、いじめ防止委員会メンバー立ち会いのもと、謝罪の場を設ける。
- ④いじめを知っていながら傍観していた者、いじめにまったく気づいていなかった者についても、いじめられた本人の気持ちを理解させ、傍観していてもいじめに加担したのと同じであることに気づかせる。傍観せずどのように行動すればよかったのか指導を行う。
- (3) ①いじめの調査結果や対応について教育委員会に報告し、子育て総合センター、発達支援室、多摩児童相談所等と情報を共有する。
- ②いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察と連携して対応する。
- ③日頃からわが子の言動に関心をもち、子どものストレスやさびしさを理解できる家庭、良いことはほめ、いけないことはきちんと叱れる家庭を目指せるよう啓発する。
- ④パソコンや携帯電話の使い方などについて家庭できちんと話し合うよう啓発する(SNS 家庭ルール)。【未然防止】
- ⑤地域全体で子どもを見守り育てる意識をもつ。学校公開や地域の行事などの機会を生かし、近所の子に積極的にあいさつや声かけをしてもらえるよう依頼する。【未然防止】
- (4) ①加害児童への指導に改善が見られず、被害児童が長期の欠席、不登校に至る等、重大事態が起きた場合は、速やかに教育委員会に報告し、いじめの事実や対応の記録を整理し、課題や解決等を協議し、諸機関や専門家と連携を取り対応していく。

いじめの解消について

- (1) 加害行為がやんでいる状態が3ヵ月継続し、被害者が心身の苦痛を感じていない時に「いじめ解消」とする。
- (2) 社会通念上いじめととらえられるものについては、いじめ防止対策委員会を開催し、共通認識の後、校長が最終判断をする。

※1 いじめ防止研修会の内容

〔第一回目〕①いじめの定義の確認・共通理解

②いじめ防止の基本方針についての共通理解

③いじめ防止対策委員のメンバー確認・役割分担

④いじめ認知と対応のマニュアルについての共通理解

⑤本校の方針と具体的な取り組みについての確認・共通理解

～特にいじめ認知の記録について周知・徹底する。

⑥「いじめ総合対策【第2次】」上下巻の活用について

⑦いじめ防止のための年間計画の確認・共通理解

〔第二回目〕①「いじめ防止のための対策に関する基本方針」の再確認・再共通理解

②いじめの重大事態の定義と対応方法の確認・共通理解

③いじめ防止のための授業の実施と報告、実践内容の紹介

④いじめ対策のための指導実践の紹介等

〔第三回目〕①「いじめ防止のための対策に関する基本方針」の再確認・再共通理解

②いじめ防止のための授業の実施と報告、実践内容の紹介

③いじめ総合対策【第2次】の内容に沿った事例研修

④今年度のいじめ対策の検証、次年度へ向けて基本方針等の見直し